

E ひこ 引っ越し

1. 退去

<各種手続き>

引っ越しを決めたら、以下の手続きが必要です。

手続きの相手・場所	手続きの内容
不動産会社または大家さん	<ul style="list-style-type: none"> • おおむね1ヶ月前までに仲介を受けた不動産会社、もしくは大家さんに、<u>退去する旨を伝えてください</u>。契約書で決められた日までに退去する旨を通知しなければ、解約違約金を払う義務が生じることが多いので注意が必要です。 • 家を退去する時は、備え付けのもの以外はすべて処分しなければなりません。処分の方法については、以下の「退去時のごみの処分」を参照してください。
電気・水道・ガス会社	<ul style="list-style-type: none"> • 電気、水道、ガス等の料金領収書に書いてある営業所の電話番号に連絡し、退去日を知らせて、退去日に最後の料金精算を行います。停止手続きには立ち合いが必要な場合もあります。
所属する学部・研究科	<ul style="list-style-type: none"> • 新住所を連絡します。 • 機関保証を受けている場合、機関保証を消滅させる手続きを行います。p.21の「機関保証をやめるための手続き」を参照してください。 • 引越先の家で連帯保証人が必要で、山口大学に依頼する場合は、p.19-20の「連帯保証人が必要な時」を参照してください。
市役所	<ul style="list-style-type: none"> • 引っ越してから<u>14日以内</u>に住民異動届を提出します。 • 異動届を行わないと罰則が科されます。p.24-26の「市役所への届け出」を参照してください。
銀行	<ul style="list-style-type: none"> • 国内で引っ越すときは、住所変更の手続きを最寄の支店で行ってください。(印鑑、在留カード、キャッシュカード、通帳が必要になります。) • 銀行からの重要な書類は転送不可のため、郵便局の転送サービスを利用してもとどきません。
郵便局	<ul style="list-style-type: none"> • 国内で引っ越す時は、転居届を提出します。1年間無料で新住所へ郵便物が転送されます。

*国際交流会館居住者の退去手続きは管理人の指示に従ってください。

<退去時のごみの処分～リサイクル対象商品の処分～>

<http://www.rkc.aeha.or.jp/img/price/ryoukin2016.pdf>

テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンは確実にリサイクルされるように、リサイクル料を払って適切に処分することが法律で義務づけられています。不燃ごみとして出せませんので、必ず下記の方法で処分してください。リサイクル料金は、メーカーや、サイズなどによって異なりますので上のURLを参照してください。

しょうぶんほうほう
【処分方法】

	りょうきん リサイクル料金	うんぱんりょうきん 運搬料金	びこう 備考
(1) 買ったお店	みせ しはらい お店へ支払い	みせ こと お店によって異なります。	
(2) 買い替えたお店			
(3) 指定引取場所	じぜん ゆうびんきょく 事前に郵便局でリ サイクル券を購入 する。	むりょう 無料	じぶん も こ 自分で持ち込みます。
(4) 市の処分場 (リサイクルプラザ)		やまぐち し えん 山口市: 1,543円 うべし えん 宇部市: 2,268円	じぶん も こ 自分で持ち込みます。 しちょうそん してい 市町村がメーカー指定 の引取場所へ運搬する ひきとりばしょ うんぱん 料金がかります。
(5) 市役所へ戸別収集を依頼		やまぐち し おこな 山口市: 行っていません。 うべし えん 宇部市: 2,808円	

していひきとりばしょ
【指定引取場所】

めいしょう 名称	じゅうしょ 住所	でんわばんごう 電話番号
かぶしきがいしゃひろしましてん センコー株式会社広島支店 やまぐちりゅうつう 山口流通センター	やまぐち し あさだりゅうつう 山口市朝田流通センター601-24	083-921-2361
やながわこうざいかぶしきがいしゃ 梁川鋼材株式会社	ほうふ し たかくら 防府市高倉2-6-5	0835-23-7763

【リサイクルプラザ】

めいしょう 名称	じゅうしょ 住所	でんわばんごう 電話番号
やまぐち し 山口市リサイクルプラザ	やまぐち し おおうち みほり ばん 山口市大内御堀489番8	083-927-7122
うべし かんきょうほぜん 宇部市環境保全センター	うべし おおあざおき うべあざおき やま ばんち 宇部市大字沖宇部字沖の山5272番地5	0836-31-3664



とあ
問い合わせ

やまぐち し しげんじゆんかんすいしんか 山口市 資源循環推進課	TEL : 083-941-2185 http://www.city.yamaguchi.lg.jp/cms-sypher/www/service/detail.jsp?id=2020
うべし しみんかんきょうぶ しげんじゆんかんすいしんしつ 宇部市 市民環境部 資源循環推進室	TEL : 0836-34-8247 http://www.city.ube.yamaguchi.jp/kurashi/gomi/dashikata/kaden_recycle.html

そだい しょうぶん
＜粗大ごみの処分＞

その他の粗大ごみは近くの処理場等に直接持ち込むか、市役所に依頼し、引き取ってもらい処分します。
ごみの種類によって処理の仕方が異なりますので、詳しくは下記に問い合わせてください。

ちやくせつち こ ばあい
【直接持ち込む場合】

めいしょう 名称	じゅうしょ 住所	でんわばんごう 電話番号
やまぐち し 山口市リサイクルプラザ	やまぐち し おおうち みほり ばん 山口市大内御堀489番8	083-927-7122
うべし かんきょうほぜん 宇部市環境保全センター	うべし おおあざおき うべあざおき やま ばんち 宇部市大字沖宇部字沖の山5272番地5	0836-31-3664

【収集を依頼する場合】

めいしょう 名称	でんわばんごう 電話番号
やまぐちし かんきょうぶ せいじょうじ ぶじょう 山口市環境部清掃事務所	083-941-0053
うべし かんきょうほぜん ぎょうむか 宇部市環境保全センター業務課	0836-33-7291



2. 入居

<各種手続き>

てつづ あいて ばしょ 手続きの相手・場所	てつづ ないよう 手続きの内容
ふ どうさんがいしゃ おおや 不動産会社または大家さん	ちんだいしゃくけいやく ていけつ れんたいほしょうにん ひつよう ばあい • 賃貸借契約を締結します。連帯保証人が必要な場合は、p.19-21の「連帯保証人が必要な時」を参照してください。
でん き すいどう がいしゃ 電気・水道・ガス会社	• サービス開始のための手続きを取ります。具体的には不動産会社または大家さんと相談してください。
しよぞく がくぶ けんきゅうか 所属する学部・研究科	しんじゅうしゃ れんらく • 新住所を連絡します。
し やくしよとう 市役所等	ひ こ にちい ない じゅうみん い どうとどけ ていしゆつ い どうとどけ おこな • 引っ越してから14日以内に住民異動届を提出します。異動届を行わないと罰則が科されます。以下の「市役所への届け出」を参照してください。
ゆうびんきょく 郵便局	こくない ひ こ とき てんきよとどけ ていしゆつ • 国内で引っ越す時は、転居届を提出します。 ねんかん むりよう しんじゅうしよ ゆうびんぶつ てんそう 1年間無料で新住所へ郵便物が転送されます。

3. 市役所への届け出

日本に中長期的に滞在する外国人が他の市区町村に引っ越しをする際には、「転入の届け出」と「転出の届け出」が必要です。

<転入の届け出>

【海外からの転入：新規に渡日して初めて住民登録する場合】

p.1の「日本に着いてすぐにする事」を参照してください。

【他市からの転入：他の市から引っ越して来た場合】

引っ越した日から14日以内に新しく住む市の市役所等へ転入の届出をしてください。

必要なもの

- 住民異動届（市役所または各総合支所にあります。）
- 転出証明書（以前住んでいた市役所等で転出の手続きをした際に交付されたもの）
- 在留カード
- パスポート・マイナンバーカードもしくは通知カード

ちゅうい
【注意すること】

てんにゅう てつづ いぜんす しやくしやとう こうふ う てんしゅつしやうめいしよ かなら ひつよう あたら す し
転入の手続きのために、以前住んでいた市役所等で交付を受けた転出証明書が必ず必要です。新しく住む市
しやくしよ い まえ いぜんす し しやくしやとう れんらく てんしゅつしやうめいしよ こうふ う
の市役所へ行く前に、以前住んでいた市の市役所等へ連絡をし、転出証明書の交付を受けてください。

てんしゅつ とど で
＜転出の届け出＞

た し てんしゅつ ほか し ひ こ ばあい
【他市への転出：他の市に引っ越し場合】

ひ こ ばしよ ひ き しやくしやとう てんしゅつ とどけ て とどけで ひ こ よていひ げつまえ
引っ越し場所や日が決まったら、市役所等へ転出の届出をしてください。届出は引っ越し予定日の1ヶ月前か
うけつけかのう てつづ てんしゅつしやうめいしよ こうふ う しゅみんどうろく しやくしよ まどぐち
ら受付可能です。この手続きで「転出証明書」の交付を受けるとともに、住民登録をしている市・区役所の窓口
てくみんけんこう ほけん だだいい ほけんりやうせいさん てつづ はら す ほけんりやう かんふ てつづ と
で、国民健康保険の脱退と保険料精算の手続きをしてください。払い過ぎた保険料があれば、還付の手続きを取る
ことができます。

ひつよう
必要なもの

- じゅうみん い どうとどけ しやくしよ かくそうこうししよ
・ 住民異動届（市役所または各総合支所にあります。）
- こくみんけんこう ほけん ひ ほけんしやしょう
・ 国民健康保険被保険者証
- ざいりゅう
・ 在留カード
- ・ パスポート・マイナンバーカードもしくは通知カード

ひ こ あと
～引っ越した後～

ひ こ ひ にちい ない あたら す し しやくしやとう てんにゅう とどけで
引っ越した日から14日以内に新しく住む市の市役所等へ転入の届出をしてください。
また、国民健康保険の加入手続きも新たに行ってください。

ひつよう
必要なもの

- じゅうみん い どうとどけ しやくしよ かくそうこうししよ
・ 住民異動届（市役所または各総合支所にあります。）
- てんしゅつしやうめいしよ いぜんす しやくしよなど てんしゅつ てつづ さい こうふ
・ 転出証明書（以前住んでいた市役所等で転出の手続きをした際に交付されたもの）
- ざいりゅう
・ 在留カード
- ・ パスポート・マイナンバーカードもしくは通知カード

かいがい てんしゅつ きこく ばあい
【海外への転出：帰国する場合】

きこく ひ き しやくしやとう てんしゅつ とどけで とどけで きこくひ げつまえ うけつけかのう
帰国する日が決まったら、市役所等へ転出の届出をしてください。届出は帰国日の1ヶ月前から受付可能で
こくみんけんこう ほけん ほけんりやうとう せいさん おこな きこくひ へんこう ばあい かなら さいど とどけで
す。国民健康保険の保険料等の精算を行ってください。帰国日が変更になった場合は、必ず再度、届出をして
ください。市役所で転出の届出をする際の「転出日」は、日本から出国する日です。帰国前に旅行などをする
ばあい ちゅうい
場合は、注意してください。

ひつよう
必要なもの

- じゅうみん い どうとどけ しやくしよ かくそうこうししよ
・ 住民異動届（市役所または各総合支所にあります。）
- こくみんけんこう ほけん ひ ほけんしやしょう
・ 国民健康保険被保険者証
- ざいりゅう
・ 在留カード
- ・ パスポート・マイナンバーカードもしくは通知カード

てんきょ とど で どういつ し ない じゅうしょへんこう
〈転居の届け出：同一市内での住所変更〉

ひ こ ひ にち い ない し やくしよとう てんきょ とどけ で
引っ越した日から 14日以内に市役所等へ転居の届出をしてください。

ひつよう
必要なもの

- じゅうみん い どうとどけ し やくしよ かくそうこう し しよ
住民異動届（市役所または各総合支所にあります。）
- こくみんけんこう ほ けん ひ ほ けんしやしょう
国民健康保険被保険者証
- ざいりゅう
在留カード
- パスポート・マイナンバーカードもしくは通知カード

F 自転車・自動車・バイクの運転

1. 自転車の運転

日本では免許がなくても自転車に乗ることができます。しかし色々なルールがありますので、それらをしっかり熟知し、ルールを守って安全に気をつけて乗りましょう。ルールを守らなければ、罰金または処罰の対象になります。

<してはいけない乗り方>



いんしゅうんてん
飲酒運転



しんごうむし
信号無視



ふたりの
二人乗り



へいしん
並進



ヘッドホンステレオ等を
聞きながらの運転



かさかさ
傘差し運転



けいたいでんわ
携帯電話の使用



むとうかうんてん
無灯火運転

(データ情報提供：山口県警他)

<自転車の防犯登録>

日本では自転車の防犯登録を行う必要がありますので、お店で購入した時に必ず同時に行うようにしてください。友人や先輩から自転車を譲り受ける時には、必ず近くの交番、派出所、または警察署と一緒に行って名義変更をし直してください。なお、乗り捨てられている自転車でも、勝手に乗ると、盗んだと見なされるので注意が必要です。

必要なもの

- ざいりゅう
在留カード
- じてんしゃぼうはんとうろくひょう
自転車防犯登録票
- とうろくりょう
登録料 (お店によって違います。)

2. 自動車・バイクの運転

<運転免許証>

日本で運転するためには、次のいずれかの免許証が必要です。インターネットで取得した国際免許証は日本では無効です。有効な免許証を持たずに運転した場合は、無免許運転となり、処罰の対象となります。自分の持っている運転免許証が有効かどうかわからない時は、以下へ問い合わせてください。



【有効な運転免許証】

- (1) 日本の免許証
- (2) 道路交通に関する条約（ジュネーブ条約）加盟国の国際免許証（有効期間日本に上陸した日から1年間または免許証の有効期間のいずれか短い期間）
- (3) スイス、ドイツ、フランス、スロベニア、モナコ、ベルギー、台湾の運転免許証（大使館、台湾日本関係協会または日本自動車連盟（JAF）が作成した日本語の翻訳文が添付されているものに限る。）

【有効期間】日本に上陸した日または免許書の発行日のいずれか早い方から1年間



注意

日本から一時的に出国し、3ヶ月未満に再び日本に上陸した場合は、前回の上陸日が起算日となります。したがって、国際免許証の期限が切れるからといって、自分の国に帰り国際免許証を再取得して日本に戻っても、その国際免許証は日本では無効です。

【外国の運転免許から日本の運転免許への切り替え】

- 国際免許証は、日本の免許証に切り替えることはできません。
- 自分の国の免許証を日本の免許証に切り替える時は、まず山口県総合交通センターに詳しいことを問い合わせてください。事前に切り替えることができるかどうかの審査があります。切り替えることができると審査されたら、学科試験、運転技能試験を受けることになります。国によっては試験の一部が免除されます。

お問い合わせ

山口県総合交通センター 〒754-0002 山口市小郡下郷3560-2 TEL:083-973-2900

<自動車保険>

【強制保険】自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）

自動車やバイクによって他人にけがをさせたり死亡させた場合に、補償する保険です。自動車の場合は、車検（一定の時期に受ける自動車の検査）の時に一緒に保険料を払います。



【任意保険】

交通事故を起こした場合、強制保険の保険金だけでは、賠償金を払えない場合がほとんどです。死亡させた場合は賠償金額が3億円になることもあります。また、強制保険の対象とならない損害に備えることもできます。

そのため、自動車やバイクを運転する留学生は、全員任意保険にも加入してください。なお、任意保険に加入していなければ、大学内にある駐車場への駐車許可申請はできません。

日本人は一般的に、賠償保険金額が対人無制限、対物1,000万円以上、搭乗者傷害1,000万円以上の保険に加入していると言われています。任意保険に加入していても、酒気帯び運転、無免許運転等の場合は、保険金は支払われません。

＜自動車・バイクの所有＞

自動車やバイクを所有する場合は、必ず必要書類を揃えて以下へ届けてください。

必要なもの

- 自動車・バイク所有届（留学生支援室及び医学部・工学部の担当係にあります。）
- 運転免許証の写し • 任意保険の保険証書の写し
- 自動車検査証の写し（自動車の場合）、自動車損害賠償責任保険証明書（バイクの場合）の写し

【書類の提出先】

- 吉田キャンパス：留学生交流係
 小串キャンパス：医学部 学務課 教育・学生支援係
 常盤キャンパス：工学部 学務課 学生窓口

＜大学キャンパス内への駐車許可（自動車）＞

自動車での通学を希望する場合、大学から駐車許可を受けなければなりません。ただし、駐車場には限りがありますので、できるだけ自転車や公共交通機関で通学してください。駐車許可を申請できるのは以下の条件に当てはまる学生のみです。申請は必要書類を揃えて以下の手続き場所で行ってください。

【申請条件及び費用等】

	対象	入構可能時間	駐車整理料（年額）
吉田キャンパス （山口）	<p>＜入学後2年以内の学部生＞ 片道5km以上の通学距離がある自宅通学の学生</p> <p>＜入学後2年を経過した学部生・大学院生＞ 片道2km以上の通学距離がある学生</p>	<p>＜正門＞ 毎日 6：00～24：00</p> <p>＜南門＞ 月曜日～金曜日 6：00～20：00</p> <hr/> <p>24：00～6：00の間 に正門から出構する場合は、守衛室に申し出て ください。</p>	7,200円
小串キャンパス （宇部）	片道4km以上の通学距離がある学生	24時間可能	12,000円
常盤キャンパス （宇部）	<p>＜3年生以下＞ 片道5km以上の通学距離がある学生</p> <p>＜学部4年生及び大学院生＞ 通学距離の条件なし</p>	24時間可能	12,000円



- 申請条件にかかわらず、身体に障害がある等の理由がある場合は許可されることがありますので、以下の手続き場所で相談してください。
- 駐車許可証を申請するためには大学が行う交通安全講習会（吉田キャンパスは6月と11月のうち1回、常盤キャンパス及び小串キャンパスは1年に1回のみ開催）の受講が義務付けられています。受講は無料です。ただし、授業やその他の理由によりこの講習会を受講できない場合は、山口県総合交通センターの中にある山口県交通安全学習館で体験学習をする必要があり、この体験学習は200円かかります。（小串キャンパスについては、担当係まで相談してください。）

【手続き場所】

吉田キャンパス：学生支援部 学生支援課 支援企画係
 小串キャンパス：医学部 学務課 教育・学生支援係
 常盤キャンパス：工学部 学務課 学生窓口

【提出書類一覧】

	新規	年度更新	車両更新
駐車許可申請書	○	○	○
学生証	○	○	○
車検証	○	○	○
任意保険の保険証書（写し）	○	○	○
運転免許証	○	○	×
印鑑	○	○	○
現住所の証明書類	○	○	×
受講証明書	○	○	×
駐車許可証	×	前年度のもの	現在有効なもの

3. 事故時の通報

交通事故に遭ったり起こしたりした場合、すぐに警察に電話してください。けが人がいる場合は、救急車も呼んでください。自分で電話できない時は、近くにいる人に頼んで電話してもらいましょう。軽い事故の場合でも、必ず警察を呼んで事故の様子を説明して記録に残してもらってください。それらの記録がないと、保険が使えなくなる可能性もありますので注意してください

【通報のしかた】

警察 TEL：110 「交通事故です。場所は〇〇です。私は〇〇です。」
 救急 TEL：119 「救急です。交通事故でけが人がいます。場所は〇〇です。私は〇〇です。」



事故があった場合は必ず、所属学部・研究科の担当係、留学生交流係と指導教員にすぐに連絡してください。

G 大学施設

1. 図書館 <http://www.lib.yamaguchi-u.ac.jp/>

図書館を利用する時は、学生証を持って行ってください。

＜開館時間＞

通常

	所在地	平日	土・日曜日
総合図書館	吉田キャンパス	8:30~21:45	11:15~18:45
医学部図書館	小串キャンパス	8:30~19:45	13:15~16:45
工学部図書館	常盤キャンパス	8:30~21:45	11:15~18:45



長期休業期間中

	所在地	平日	土・日曜日
総合図書館	吉田キャンパス	8:30~17:30	休館
医学部図書館	小串キャンパス	8:30~17:30	休館
工学部図書館	常盤キャンパス	8:30~17:30	休館

大学院生と医学部の学部生は医学部図書館を24時間利用できます。詳しくは各図書館のカウンターへお問い合わせください。

＜設備＞

留学生用に、日本語学習に役立つ本や、日本の文化について書かれた本などを置いています。また、自分のノートパソコンを持ち込んで、ネットワークにつないで使える情報コンセントがあります。備え付けのパソコンも利用できます。

＜利用上の注意＞

本を借りた時は、必ず返却期限を守ってください。他人のカードを使って本を借りることや、借りた本を他人に貸すことは禁止されています。図書館から借りた本を汚したり、書き込みをしたり、無くした場合、本を弁償してもらいます。

2. メディア基盤センター <http://www.cc.yamaguchi-u.ac.jp/>

メディア基盤センターは、吉田センター、小串センター、常盤センターで構成されており、山口大学の情報ネットワークシステムやサーバーなどを管理運営しています。メディア基盤センター（吉田・小串のみ）の演習室や実習室ではパーソナルコンピュータやプリンタを使用することができます。

3. 大学会館

学生・教職員が学術・文化活動及び課外活動をするための場所として、吉田キャンパス（山口）にあります。

しょうじょう 使用できる時間	げつようび きんようび 月曜日～金曜日 9:00～20:00 (特別な事情がある場合は22:00まで使用できる。)
きゅうかんび 休館日	どようび にちようび しゅくじつ きゅうじつ がつ にち がつ にち がつ にち がつ にち 土曜日・日曜日、祝日・休日、12月28日～1月4日、8月12日～8月16日
しょうもうしこみさき 使用申込先	がくせいし えんか がくせい 学生支援課学生サービス係 (吉田キャンパス)
しせつ 施設	かい だい 1階 大ホール かい かいぎしつ しゅうかいしつ しつ わしつ おんがくかんしやうしつ てんじ えいしやしつ 2階 会議室、集会室、セミナー室、和室、音楽鑑賞室、展示ロビー、映写室



4. 食堂・売店・郵便局・現金自動支払機 (ATM)

よしだ
〈吉田キャンパス〉 →巻末資料②も参考にしてください。

しょうじょう 食堂	だい がくせいしょうじょう 第1学生食堂「ボ－ノ」 げつようび きんようび 月曜日～金曜日 8:00～20:00、 土曜日 10:00～14:00 だい がくせいしょうじょう 第2学生食堂「きらら」 げつようび きんようび 月曜日～金曜日 8:00～19:30
ばいてん 売店	じんぶん りがくぶ きやういっかくぶ のうがくぶ きやうどうじゆういがくぶ きやうつうきやういっかくぶ だい がくせいしょうじょうまえ ばいてん 人文・理学部、教育学部、農学部・共同獣医学部、共通教育講義棟、第1学生食堂前にそれぞれ売店 があります。
りはつてん 理髪店	だい がくせいしょうじょうない げつようび きんようび 第2学生食堂内 月曜日～金曜日 9:00～18:00 (カットのみ 1,500円～2,000円)
ゆうびんきょく 郵便局	きやうつうきやういっかくぶ ぎどう ばんきやうしつがわ かい げつようび きんようび 共通教育講義棟 1番教室側1階 月曜日～金曜日 9:00～16:00
げんきん じどう しはらい き 現金自動支払機 (ATM)	やまぐちぎんこう だい がくせいしょうじょうまえ げつようび きんようび 山口銀行 第1学生食堂前 月曜日～金曜日 8:45～18:00 ゆうびんきょく きやうつうきやういっかくぶ ぎどう ばんきやうしつがわ 郵便局 共通教育講義棟 1番教室側 げつようび きんようび 土曜日 月曜日～金曜日 9:00～18:00、 土曜日 9:00～17:00
せいきやうちゆうおウ 生協中央ショップ	きやうつうきやういっかくぶ ぎどう かい げつようび きんようび 共通教育講義棟1階 月曜日～金曜日 9:30～18:00 しょせき ぶんぼうぐどう はんばい てつどう ひこうき きつぷ てはい かいがいりょこう てはいどう 書籍・文房具等の販売、鉄道・飛行機の切符の手配、海外旅行の手配等

こくし
〈小串キャンパス〉 →巻末資料③も参考にしてください。

しょうじょう 食堂	いしんかん かい げつようび きんようび 医心館1階 月曜日～金曜日 8:00～19:30
ばいてん 売店	しょせき ぶんぼうぐどう いしんかん かい げつようび きんようび 書籍・文房具等 医心館1階 月曜日～金曜日 9:30～18:00、フードショップ 8:00～18:00
ゆうびんきょく 郵便局	だい びやうどう かい げつようび きんようび 第2病棟1階 月曜日～金曜日 9:00～17:00
げんきん じどう しはらい き 現金自動支払機 (ATM)	やまぐちぎんこう だい びやうどう かい げつようび きんようび 山口銀行 第1病棟2階 月曜日～金曜日 8:45～18:00

ときわ
〈常盤キャンパス〉 →巻末資料④も参考にしてください。

しょうじょう 食堂	ふくり こうせいどう かい げつようび きんようび 土曜日 福利厚生棟2階 月曜日～金曜日 8:00～20:30、 土曜日 11:00～14:00
きつさ 喫茶	ふくり こうせいどう かい げつようび きんようび 福利厚生棟1階 月曜日～金曜日 11:00～14:00
ばいてん 売店	ふくり こうせいどう かい げつようび きんようび 土曜日 福利厚生棟1階 月曜日～金曜日 9:30～20:00、 土曜日 10:00～14:00
げんきん じどう しはらい き 現金自動支払機 (ATM)	やまぐちぎんこう がくない 山口銀行 学内にはありません。すぐ近くの常盤工業会館内にあります。

とっとりだいがくれんごうのうがくけんきゅう か やまぐちはい ち りゅうがくせい
H 鳥取大学連合農学研究科山口配置の留学生

1. 在留期間を延長／在留資格を変更する時 →p.4, p.6-8も参考にしてください。

申請時に必要となる所属機関等作成用書類は、以下の連絡先へ必要書類をFAXまたはE-mailで送付して申し込んでください。鳥取大学で確認後、所属機関等作成用書類を発行します。発行までに郵送の期間を含め約1週間かかります。



とあ 問い合わせ

とっとりだいがくけんきゅう こくさいきょうりょくぶ こくさいこうりゅうか がくせいこうりゅうがかり
 鳥取大学研究・国際協力部国際交流課学生交流係

TEL : 0857-31-5056 FAX : 0857-31-6065

E-mail : kokuko-gaku@adm.tottori-u.ac.jp

2. 授業料の免除 →p.10も参考にしてください。

経済的理由により授業料納付が困難であり、かつ、学業が優秀と認められる者は、本人の申請に基づき、選考のうえ、各期に納入すべき授業料の全額、または半額が免除されることがあります。ただし、特別な理由なく修業年限を超えている場合や、前年度と同一学年にとどまっている場合は出願できません。

募集時期： 後期分…7月 前期分…1月



とあ 問い合わせ

とっとりだいがくがくせいぶ せいかつしえんかしょうがかり
 鳥取大学学生部生活支援課奨学係

TEL : 0857-31-6776 FAX : 0857-31-6776

<http://www.tottori-u.ac.jp/dd.aspx?menuid=2092>

3. 各種証明書

しょうめいしょ なまえ 証明書の名前	もうしこみさき 申込先	とあ さき 問い合わせ先
がくせいしょう 学生証	にゅうがくじ こうふ 入学時に交付	とっとりだいがくれんごうのうがくけんきゅうかほんぶ 鳥取大学連合農学研究科本部 TEL: 0857-31-5446
ざいがくしょうめいしょ 在学証明書	やまぐちだいがく 山口大学 のうがくぶ 農学部 がくむがかり 学務係	とっとりだいがくがくせいぶ きょういくしえんか 鳥取大学学生部教育支援課 TEL: 0857-31-5574
しゅうりょうみこみしょうめいしょ 修了見込証明書		
せいせきしょうめいしょ 成績証明書		
つうがくしょうめいしょ 通学証明書		

がっこうがくせいせい とりよかくうちんわりびきしょうめいしょ がくわり 学校学生生徒旅客運賃割引証明書 (学割)	やまぐちだいがく 山口大学 のうがくぶ 農学部 がくおがかり 学務係	とっとりだいがくがくせいぶ せいかつし えんか がくせいし えんがかり 鳥取大学学生部生活支援課学生支援係 TEL: 0857-31-5058
こくひ がいにくじんりゅうがくせいしょうめいしょ 国費外国人留学生証明書 もんぶ かがくしょう がいにくじん りゅうがくせい がくしゅう しょうれいひ じゅきゅう 文部科学省外国人留学生学習奨励費受給 しょうめいしょ 証明書	やまぐちだいがく 山口大学 ほけんかんに 保健管理センター	とっとりだいがくけんきゅう こくさいきょうりょくぶ こくさいこうりゅうか 鳥取大学研究・国際協力部国際交流課 がくせいこうりゅうがかり 学生交流係 TEL: 0857-31-5056
けんこうしんだんしょうめいしょ 健康診断証明書	やまぐちだいがく 山口大学 ほけんかんに 保健管理センター	やまぐちだいがく ほけんかんに 山口大学保健管理センター TEL: 083-933-5160

4. 保険

がくせいきょういけんきゅうさいがいしょうがい ほけん がっけんさい
 < 学生教育研究災害傷害保険 (学研災) > → p.14 も参考にしてください。

にゅうがくじ はいふ せんよう はらいにみようし つか ゆうびんきょく はら
 入学時に配付される専用の払込用紙を使って、郵便局で払ってください。



とあ
 問い合わせ

とっとりだいがくがくせいぶ せいかつし えんか ほけんかんに
 鳥取大学学生部生活支援課保健管理センター TEL: 0857-31-5065

5. 住宅

とっとりだいがくりゅうがくせいじゅうたく きかんほしょうせいど きかんほしょう
 < 鳥取大学留学生住宅機関保証制度 (機関保証) > → p.19-21 も参考にしてください。

とっとりだいがく やまぐちだいがく どうよう だいがく きかん れんたいほしょうにん りゅうがくせいじゅうたく きかんほしょうせいど
 鳥取大学でも、山口大学と同様、大学が機関として連帯保証人となる留学生住宅機関保証制度があります。詳しくは、以下へ問い合わせてください。

ちゅうい
 注意



やまぐちだいがくのうがくけんきゅうか とっとりだいがくれんごうのうがくけんきゅうか しんがく がくせい やまぐちだいがく りゅうがくせい きかんほしょう
 山口大学農学研究科から鳥取大学連合農学研究科に進学する学生が山口大学で留学生機関保証を受けている場合、必ず機関保証消滅届を農学部学務係に提出するとともに、留学生住宅総合補償の解約手続きを取ってください。進学とともに連帯保証人を変更する必要が生じますが、鳥取大学で機関保証を受けると、鳥取大学を通じて、再度留学生住宅総合補償へ加入することが必要となります。その際、山口大学で解約手続きを取っておかないと、保険の二重払いになる可能性があります。



とあ
 問い合わせ

とっとりだいがくけんきゅう こくさいきょうりょくぶ こくさいこうりゅうか がくせいこうりゅうがかり
 鳥取大学研究・国際協力部国際交流課学生交流係
 TEL: 0857-31-5056 FAX: 0857-31-6065
 E-mail: kokuko-gaku@adm.tottori-u.ac.jp
 http://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/students-housing-guarante
 e

1 家族

1. 一時的な訪問

観光や親戚訪問等のため、家族が日本に一時的に訪問するためには（日本での滞在期間が90日以内）、国籍によりビザの申請が必要な場合があります。必要書類は申請人の国籍、渡航目的等によって異なります。日本を訪問する家族と留学生本人がそれぞれ書類を準備し、家族が居住地から最寄りの日本大使館または総領事館で申請します。ビザは申請が受理されてから約1週間程度発給されますが、必要に応じ面接を受けたり、追加書類の提出を求められる場合がありますので、日程に余裕を持って申請してください。

ただし、ビザの申請が必要でない場合も、ビザなしで滞在が許可される期間が国によって異なるため、事前に確認が必要です。詳しくは、以下のホームページを参照してください。

必要なもの（ビザ取得が必要な国籍の場合）

留学生（扶養者）	家族（被扶養者）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 招聘理由書 ・ 滞在予定表 ・ 身元保証書 	<ul style="list-style-type: none"> ・ パスポート ・ 査証申請書（縦4.5cm×横4.5cmの写真を貼付） ・ 申請人名簿



問い合わせ

外務省 領事サービスセンター窓口（査証相談班） TEL：03-5501-8431
 月曜日～金曜日 9：00～12：15、13：15～17：00
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/index.html>

2. 家族を呼び寄せて日本で一緒に住む時

＜渡日前＞ http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/ZAIRYU_NINTEI/zairyu_ninte10_19.html

母国にいる家族（配偶者または子どものみ）を日本に呼び寄せる時には、入国管理局で「在留資格認定証明書」の申請が必要です。日本にいる留学生が、呼び寄せる家族の代理として申請することができます。証明書が交付されたら家族に送付し、母国の日本大使館に提出して、査証の申請をしてもらってください。

必要なもの（日本語または英語以外の書類は翻訳をつける必要があります。）

- ・ 在留資格認定証明書交付申請書（所属学部・研究科の留学生担当係や留学生交流係にあります。）
- ・ 呼び寄せる家族の証明写真1枚（縦4cm×横3cm）（写真の裏面に申請者の名前を記載の上、貼付）
- ・ 結婚証明書（配偶者）の原本
- ・ 出生証明書（子ども）の原本
- ・ 扶養者の在留カードまたはパスポートの写し
- ・ 扶養者の在学証明書
- ・ 扶養者の生活費の支払能力を証明するもの（奨学金受給証明書、預金残高証明書等）
- ・ 返信用封筒（縦23.5cm×横12cm）
- ・ 切手（簡易書留用）を貼り、あなたの住所と名前を書いてください。
- ・ 呼び寄せる家族のパスポートの写し

とにちご
<渡日後> →p.1も参考にしてください。

市役所の市民課で家族の住民登録を行ってください。また、保険年金課で保険・年金の手続きも必ず同時に行ってください。すでに留学生自身が国民健康保険に加入済みの場合、家族は被扶養者として加入することとなり、1人につき1万円くらい保険料が追加されます。また、年金についても、留学生及び家族本人の収入により納付が猶予される場合がありますので、手続きの際に問い合わせてください。

ほか てつづ
<その他の手続き>

にゅうようじ いりょうひ じよせいせいど
【乳幼児医療費助成制度】

病気にかかりやすい乳幼児の医療費を援助してくれる制度です。健康保険制度に加入している小学校入学前までの乳幼児の場合、健康保険が適用される医療費の自己負担額が助成されます。詳しくは、国民健康保険の加入手続きの際、市役所の保険年金課に問い合わせてください。

じどうてあて
【児童手当】

児童手当制度とは、中学校3年生までの児童を養育している者に手当を支給する制度です。原則として、児童が日本国内に住んでいる場合に支給されます。詳しくは、市役所の担当課に問い合わせてください。



とあ
問い合わせ

やまぐちし やくしよ ほけんねんきんか こくみんけんこう ほけんたんどう	TEL : 083-934-2802
山口市役所 保険年金課 国民健康保険担当	
やまぐちし やくしよ かていか	TEL : 083-934-2797
山口市役所 こども家庭課	
うべし やくしよ ほけんねんきんか ほけん がかり	TEL : 0836-34-8287
宇部市役所 保険年金課 保険1係	
うべし やくしよ ふくしか	TEL : 0836-34-8330
宇部市役所 こども福祉課	

ざいりゅうきかん えんちよう とき ざいりゅうきかんこうしんきよか しんせい
3. 在留期間を延長する時（在留期間更新許可申請） →p.4も参考にしてください。

http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/ZAIRYU_KOSHIN/zairyu_koshin10_20.html

在留資格が家族滞在の場合、期間を更新するためには以下のものを揃えて、入国管理局に直接申請してください。

在留期間の満了する3ヶ月前から申請でき、申請してから許可されるまでおおむね3週間程度かかります。

ひつよう
必要なもの

りゅうがくせい ふようしや
留学生（扶養者）

- ・ パスポート
- ・ 在留カードの写し
- ・ 在学証明書
- ・ 奨学金受給証明書または預金残高証明書等

かぞく ひふようしや
家族（被扶養者）

- ・ 在留期間更新許可申請書
- ・ 写真（縦4cm×横3cm）
 ＊写真の裏面に申請人の氏名を記載し、申請書の写真欄に貼付
 ＊申請前3ヶ月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明なもの
- ・ 扶養者との身分関係を証する文書（戸籍謄本・結婚証明書・出生証明書等）

- ・ パスポート
- ・ 在留カード
- ・ 手数料（収入印紙）4,000円（申請後、許可が下りた時に必要です。）（郵便局で買えます。）

4. アルバイトをする時 とき →p.13-14 も参考にしてください。

在留資格が家族滞在の場合、1週間に28時間までのアルバイトが認められています。申請は入国管理局で直接行ってください。

必要なもの

- ・パスポート
- ・在留カード

5. 子供が生まれる時 とき

〈生まれる前〉

国民健康保険に加入している者もしくは被扶養者が、妊娠84日以上で出産した場合（死産・流産を含む。）出産育児一時金が支給されます。

【支給方法】

①医療機関等への直接支給（直接支払制度）

出産育児一時金が医療機関等に直接支払われます。

→多額の出産費用を準備する必要がなくなります。ただし、過不足が生じた場合、精算しなければなりません。

②本人への直接支給

出産後、出産育児一時金を請求します。

→多額の出産費用を一時的に立替なければならぬため、経済的な負担が大きくなります。

【申請先】

①分娩する医療機関等の窓口

②居住する市役所の保険年金課

【申請期限】

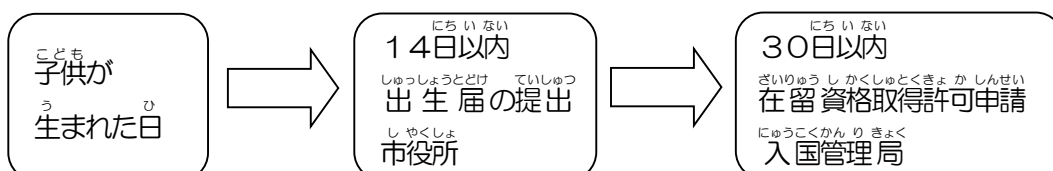
妊娠84日以上経過した日～出産した翌日より2年間

必要なもの

- ・保険証 ・印鑑 ・出産費用の領収書 ・明細書 ・母子健康手帳
- ・直接支払制度合意文書（直接支払制度を利用する場合） ・振込先口座情報（出産後に請求する場合）

〈生まれた後〉 <http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-10.html>

日本で子供が生まれて、その子供が生まれてから60日を超えて日本に在留しようとする時は、30日以内に、日本における在留資格を取得する手続きを行う必要があります。この申請は、留学生か、配偶者が子供の代わりに申請できますので、子供を連れて行く必要はありません。



ひつよう
必要なもの

- 在留資格取得許可申請書（所属学部・研究科の留学生担当係や留学生支援室にあります。）
- パスポートまたは在留カード
- 配偶者のパスポートまたは在留カードの写し
- 在学証明書
- 奨学金受給証明書または預金残高証明書等
- 出生届受理証明書（出生届を市役所に提出するともらえます。）
- 母子健康手帳
- パスポート（パスポートを提示することができない場合はその理由を記載した理由書）



入国管理局へ行く前に！

子どもが生まれてから14日以内に、市役所で出生届を提出しなければなりません。出生届の提出には、以下のものがが必要です。この届出を行うと入国管理局での手続きの際に必要な、出生届受理証明書を受け取ることができます。

ひつよう
必要なもの

- 出生届書（市役所等にあります）
- 出生証明書（病院等で発行されたもの）
- 印鑑
- 母子健康手帳
- 国民健康保険証

※市役所で必要な手続きは、p.1を参照してください。

6. 日本語学習

山口県では外国人のための初級日本語講座を、以下の通り開講しています。ぜひ利用してください。

	よしだ 吉田キャンパス	ときわ 常盤キャンパス		
ようび 曜日・日時	まいしゅうどようび 毎週土曜日 12:30~14:30、15:00~17:00	まいしゅうすいようび 毎週水曜日 19:00~21:00		
しゅんき 春期	がつ 4月18日~7月11日	がつ 4月15日~7月15日		
しゅうき 秋期	がつ 9月24日~12月10日	がつ 9月16日~12月9日		
とうき 冬期	がつ 1月9日~3月26日	未定		
ばしょ 場所	やまぐちこくさいこうりゅうかいかん 1号館1階 山口国際交流会館1号館1階	ときわこうぎょうかいかん 2F会議室 常盤工業会館2F会議室		
ひよう 費用	かくき 各期 500円	かくき 各期 500円		
とあ 問い合わせ	やまぐちけんこくさいこうりゅうかい 山口県国際交流協会 083-925-7353 Email:yiea@yiea.or.jp			
	にほんご やまぐち 日本語クラブ山口 (担当：吹屋)	083-925-2969	にほんご うへ 日本語クラブ宇部 (担当：梅本)	0836-39-1066